

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証） 2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43638

地主連合会、防正施設委員会合記録

条約課長
法規課長
アメリカ局長
参事官
安全保障課長
北米第一課長

沖縄市町村軍用地地主連合会代表
本土被接收土地視察

25.5.30
米北1(吉川)

3月30日 既設施設予(藤井總務課長補佐)
より、本件に関する旨の旨、見解を急回郵

ありたい旨を請願172と23、民間団体
本土米穀と云々相立場にたいし、施設予

の責任において処理する旨を答へると
しかるべしと考へておられ、差支えありませんか。

なお、本件は²次々とあり、即参考まで。
及²私見

記

1. 吉川より、先般先ず特連局と協議あり、
たい旨述べたい旨を至急お返すこと

カ、(別添あり)

特連局の見解如何と質172と23、正式に
協議12...24...と9...と2...272

また、施設予の見解と質172と23、
施設予長官は、(1)地主連合会は保守的

団体であり、(2)今後施設予と12も世話
にたいしと2もあり、出来れば何れも2

やつたさとうかと述べたい旨を述べたい。(各
の右の施設予の正式見解と12受取つた

ふいふと質内に対し)、長官は29...に
述べたい旨と答へたい旨に止まつた。

2. 上記の如く、施設予の本件に対する態度
及び各省の見解を求めたい旨を理由におき

たい旨あり、また現時点におかれたい旨を視察、
調査と目的とす団体米訪問、土地同

題以外の補償問題等も波及するおそれあり、故に早くから、民間団体や来日
に阻止する程、理由もいろいろあり、施設等
責任もまた又理する等、回答も如何
かと思料なり。

秘
無期限

条約課長

法規課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

沖縄軍用地問題について

(沖縄地主連合会と防衛施設庁との合会)

4.4.15
米北一

4月15日防衛施設庁講堂において、去る4
月6日上来した沖縄市町村軍用地地主連

合会代表60名は、防衛施設庁長官以下
以下関係部課長と合会代表、その他

都合の要する下記のとおり参考なり。

なお防衛施設庁は当初条件合会を

exclusiveに開催する旨を通知したところ、

昨14日特選局から協議を申し出た際、之を謝

絶しに趣旨、本15日朝 当方から傍聴を
申し出た結果 之を承諾し、以後 特選局

傍聴
に承諾の旨を通報した由あり。 現実に
同会合には 特選局 事務局補佐、法務省

民事局 官脇参事官、南方同進協会 和田洋行
課長、及び 中化一 有地社 之を傍聴した。

記

1. 冒頭 志望次長より、本内題に付しては日
本政府としては 現狀の把握を急務内題あり

今後 現地の協力を重視したい。 各の専門
各位の御意見を十分伺いたい。 施設事例

も亦 早速に 望むに答へたい。 対策内題
に 検討中心あり。 本土の事情を中心に

本朝の話し合いを 検討。

2. 次いで 比嘉 地生連合会長より、今回の調査
の趣旨を説明。 施設开始の日本政府関係

者の指導と協力に 謝意を表明した。

3. 附随施設等 (平井連絡調整等) あり。 本土
に在りて 基礎の 概要として、(1) 敷、(2) 而

後 (3) (4) 並に 沖縄の 土地改良 (5) 施設
区域、種類 (6) 地域の 分布状況 並に

各得地の 地位保証に 基つて 施設区域の
提供 及び 設置の 年次に つき 説明した。

4. 比嘉 会長より、一併の 調査項目として

(1) 日本政府に 地主との 契約に 際し 地目と
何れに 依りて なるか

(2) 借料の 算定 概況 なるか

(3) 林業執地地はどの程度か

(4) 補償金額の算定方法とその根拠

(5) 復元補償(原状回復補償)について
 の理由を挙げ、その根拠を述べ、
 以下より回答を。

(1) 地目法所定の土地登記簿に記載
 使用に付す。

(2) (森林、算定は、適正価格(国転売
 相対的財産評価基準に付)及び適正
 利回り(国有財産貸付基準一年4分)を
 準用する。

例として、若木(若木)は年向増減額
 20% (若木増減引当)、小株(若木)は年向

収益見込額を算定する。

(3) 林業耕作地について、現在在土に付
 類のものを加える。

(4) 軍用地接收の後の補償については、
 (2)より、林野特産物(木炭と林野雑産
 物—薪柴、山菜、葉草等)の補償がある。
 これは、在土制限を受けたもの減収分を算
 定、その80%を補償する。減収分の
 算定は、その生産者販売価格を使用、
 80%補償は当該採取費用を控除した
 意味がある。

(5) 復元補償については、先ず在土と沖渡
 の間の事情相違を指摘したい。即ち、
 在土については当初から日本政府(最初の特

「土地問題」(対土地問題は 昭和31年
を中心として所謂 新(旧)斗争を指す)を起す

から 国土外府に持たざるに在りて
抱持す。

P.S. 借取人、1人 南方同胞援護会 和田
経清 課長 及び 沖境の 復元補

償還研究委員会 作成の「軍用代償金
補償の課題」 別添紙のとおり 併

送付す。 併 南援は 4月22日
2:00 p.m. 同援在成会議室に在りて

本紙の課題、1 研究会と南援の予定
2. 土帯局は以下のとおり也 (当り

希望の如く 借取の済否を以てして
す。

(土帯所定者)

真喜院 年護士 (元 筑波法務局長)

金城

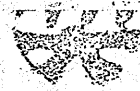
石川 院長 教授

入江 啓四郎

林 修三

大隈 金次

波野 有太郎



軍地連発第 25 号
1970年3月28日

日本政府沖縄事務所
所長 岸 昌 殿

沖縄市町村軍用地地主会連合会
会長 比嘉 慶 殿



施設及び区域に関する借料等の
調査について

本会では、目下1972年の本土復帰に備え軍用地問題の対策について検討していますが、当該対策の参考に資するため、標記の件について、このたび地主(約60名)による本土の実状調査を別紙日程のとおり計画しております。ついては、貴職より防衛施設庁を初め関係当局へよろしくご手配方お取り計い下さるようお願いいたします。



沖縄市町村軍用地委員会連合会

防衛施設局での調査事項

1. 賃貸借契約書又は売買契約書に記載する土地の地目について

契約書に記載する地目は、台帳上の地目を押えるのか。契約の際に現地を視察して現況地目を押えるのか。毎年度の借料算定にあたって準宅地、農地見込地又は山林見込地として借料を算定する場合には契約書の地目もこれに照して変更するのかどうか。
2. 土地の借料の算定に関して
 - (1) 宅地又は準宅地の「適正価格」はどのような方法で評価しているか。

「適正な利回り」はどうか。
 - (2) 具体的にどのような地籍を準宅地、農地見込地又は山林見込地等として借料を算定しているか、現場視察をしたい。

準宅地、農地見込地又は山林見込地とした理由及び準宅地と宅地需要人口との関係についてお聞きしたい。
 - (3) 農地借料の具体的な算定方法についてお聞きしたい。施設周辺の類似農地の生産収入を基準にして算定するか、その場合施設周辺の類似農地とはどの範囲内のものか、生産収入はどのような農作物の収入を採用しているのか、主要な農作物がいくつかあるとき、収益の高いものを採用するのかどうか。
 - (4) 牧野、原野の借料は、具体的にどのような方法で算定しているか。

沖縄県用地主連合会本土基地調査日程

日付	時間	日	種	宿 泊 先
4月6日 (月)	11:00 12:10 13:50	那覇空港ターミナル集合(出城手続) 日本航空にて那覇発福岡へ 福岡着(入城手続) 貸切バスにて宿舎へ		福岡旅行センター TEL(65-8967) 福岡市馬出深松原950
4月7日 (火)	09:00	貸切バスにて基地調査並びに懇談 住宅施設(春日原住宅地区) 飛行場施設(板付飛行場) 通信施設(雁ノ巣空軍施設) 福岡防衛施設局との懇談 関係地主組合との懇談	同 上	
4月8日 (水)	10:15 11:05 13:15 14:35	日本航空310便にて福岡発 大阪着 新大阪駅へ 新幹線「こだま144号」にて新大阪発 名古屋着 貸切バスにて宿舎へ		大 観 荘 TEL 471-2451 栄 荘 名古屋幸本村日吉町1-1

- (b)山林の借料は、具体的にどのような方法で算定しているか。
 (c)その他の地産の借料は具体的にどのような方法で算定しているか。
 (d)一時使用許可地の借料は具体的にどのような方法で算定しているか。

3、往来、入会の旅行のあつた山野等が施設及び区域として提供され、そのため当該山野等への立入が制限又は禁止され、山野雑産物(粗菜、山菜、餅料、薪炭等の採取が不可能等となつた場合の損失補償は、具体的にどのように算定しているか。

4、返還補償について

(1)土地を返還する場合、原状回復の必要があるのか又は原状回復しないで現状のまま返還するのかについては、返還を受ける土地所有者の意向を考慮して決めるのか、それとも施設局の判断で決めるのか。たとえば施設及び区域内に広気圏にわたつて敷きならされ、コンクリートが敷きつめられているところが返還された場合、そのうちには客観的にみてそのまま宅地その他に利用できる場所もあるが、しかし、返還を受ける土地所有者としては、農地が不足しているから、ぜひ元の農地に回復してくれとの要求があつた場合、土地所有者の意向を入れて原状回復補償を行なうのか、それとも施設局の判断で、現状のまま返還するのか。

(2)牧野、原野、山林の原状回復補償の具体的な算定資料

日付	時間	日	程	宿泊先
4月9日 (木)	09:00		貸切バスにて基地調査並びに懇談 通信施設(依佐美通信所) 名古屋防衛施設局との懇談 関係地主組合との懇談	同上
4月10日 (金)	11:11		新幹線「こだま号」にて名古屋発 横浜着、貸切バスにて宿舎へ	まつお荘 TEL(311-5325) 横浜市西区浅原2-7-6
4月11日 (土)	09:00		貸切バスにて基地調査並びに懇談 通信施設(上谷通信施設) 住宅施設(横浜海兵住宅地区) 港湾施設(横浜ノースポツク、海軍習熟隊) 倉庫施設(鶴見貯油施設) 横浜防衛施設局との懇談 関係地主組合との懇談	新泉旅館 TEL(814-0311) 東京都文教区本郷 6丁目16-11
4月12日 (日)	08:00		朝食後 自由行動	同上

日付	時間	日	程	宿泊先
4月13日 (月)	09:00		貸切バスにて基地調査並びに懇談 飛行場施設(立川飛行場) 関係地主組合との懇談	同上
4月14日 (火)	09:00		貸切バスにて基地調査並びに懇談 飛行場施設(松田飛行場) 関係地主組合との懇談	同上
4月15日 (水)	09:00		貸切バスにて防衛施設庁訪問 研究会並びに懇談会	長 株 栄 TEL(811-2611) 東京都文教区湯島4-8-4
4月16日 (木)	09:00 16:00		南方面総援護委員会、総理府、その他 関係当局訪問 一 覧 散一	

糸理長
糸理長

米保長

アメリカ局長
参事官
北条第一課長

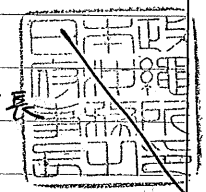
5

糸沖字 1079 号
昭和 45 年 4 月 1 日

2
e
1
/

糸理府特別地域連絡局長 殿

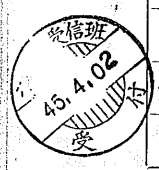
日本政府沖繩事務局長



沖繩市町村軍用地地主会連合会 につき
在日米軍基地視察依頼

本件に関し、別添 3 月 28 日付書簡字のとおり、
此度、標記連合会より、沖繩に於ける軍用地材
第 1 号の参考とするため、同書簡別添の日程に基
づき在日米軍基地を視察したく、右手配を依
頼述べたので、何分の儀、折返し御回答願ひ
たい。

存す、御如才有らば、本件書簡字/部
防衛施設庁へ御転達ありたく。



日 本 政 府

665

- 2 -

本信件送付先：外務省アメリカ局長

日 本 政 府

軍用地問題に関する提議書

沖縄市町村軍用地地主会連合会

軍用地問題に関する提議

一九七二年の復帰に伴い現在米国軍隊によって使用されている土地（軍用地）は、現行の布令二〇号、土地借買安定法等に基づく契約方式から本土の安保条約並びに地位協定に基づく契約方式に移行されることが予想される。

占領行政により好むと好まざるにかかわらず米国軍隊によって接收を余儀なくされている沖縄の軍用地は、沖縄本島総面積の一三・八%を占める甚大な面積であり、しかも接收されている地域は、沖縄において最つとも生産性の高いところである上、地主数約四万人、筆数約一三万七千筆余、国固有地を除く軍用地総面積が約二億六百七拾五万平方メートル（約二万一、〇〇〇町歩）という現状である。

そのことは本土における駐留軍の使用している土地と比較し、その規模、密度並びに内容において、本土とは異なる特殊性をおびている。このことから、復帰に際し沖縄の軍用地問題を安易な法律的解釈のみ

で、処理することは「第二の土地問題」を惹起する危険性をはらむものと思料される。

よつて、われわれ軍用地々主は、次の事項について要望するとともに日米琉政府がすみやかに復旧に備えて充分な対策を講じて減くことを提議する。

一、軍用地の移管方法について

沖縄の軍用地については、施政権返還に伴い、米國政府の賃借権が消滅することから、日本政府は地主の合意に基づく新規の賃借契約等の措置を講じて貰いたい。

二、賃借料の適正評価について

沖縄における土地の賃借借に関する借賃は、土地借賃安定法によつて法定額を定めているが、米軍の使用している土地については、その価値増大をきびしく制限しているため、軍用地々主の過去二五年に亘る損失は莫大なものがある。

よつて、日本政府は、施政権返還の際、これらの莫大な損失を補償するとともに、すべての不合理を是正し、沖縄における特殊事情も考慮した上、地主の同意し得る適正な賃借料の評価を図るべきである。

三、軍用地の解放に伴う復元補償について

1、一九五〇年七月一日以前に形質変更され、一九六一年六月三十日以降解放された土地の復元補償については、米国は補償責任を拒否しているため、日米両政府はその責任の所在を明確にし、速やかに補償の実現を図って貰いたい。

2、復帰後基地の整理縮小等によって生ずる復元補償問題についてもその補償責任の所在を明確にして貰いたい。

四、基地公害の対策について

沖縄においては、殆どどの基地が住民地域と密接しているため、基地公害が甚大である。よつて、地域住民の民生安定を図るため、すみやかに必要な措置を講じて貰いたい。

五、国家総動員法によつて強制接収された土地の元所有者への返還について

戦時中、沖縄防衛のため多くの土地が国家総動員法によつて強制接収されたが、当時、十分な補償のないまま国有地という名目で米国の管理の下に軍用地に使用されている。戦争目的の終了した現在すみやかに元所有者の所有権回復の措置を講じてもらいたい。

六、土地所有権喪失者の救済について

戦後の土地測量の不備や申告もれ等の理由によつて軍用地内かなりの土地所有権を喪失した地主がいる。これらの所有権喪失者の救済措置を講じて貰いたい。

七、軍用地の接収に伴う損失補償について

沖縄における軍用地接収に伴う米軍による補償は主として賃借料と地上物件の補償のみであるため、残地補償、近傍財産の補償、離作補償、水利権の補償、その他通常補償が全くなされていないのでこれらの補償については本土政府の責任で措置して貰いたい。

八、基地交付金について

老大な土地が軍用地に接収されたため、関係市町村においては、財政その他あらゆる面で支障をきたしている。従つて、当該市町村のこのような事情を考慮され、すみやかに特別基地交付金並びに調整金制度を確立して貰いたい。

九、防衛施設局の設置について

沖繩の米軍基地は、その規模、密度、並びに内容において本土の基地とは異なる特殊性をおびているほか、約四万人の地主が関係しているため、問題が複雑多岐にわたっている。

よつて、復帰後の沖繩基地の管理運用にあつては、関係地主の意向を充分反映し得る施設局等の設置が必要である。

以上

一九七〇年 月 日

沖繩市町村軍用地地主会連合会
会長 比嘉貞信

殿

一九七〇年三月

軍用地後元籍の調査点

後元籍の対策研究委員会

別冊二

目

次

一 問題の所在

- A、軍用地使用の経緯……………1
- B、後元補償問題とアメリカ側の態度……………6

二 アメリカの後元補償義務

- A、平和条約一九条(a)項と沖縄の請求権……………9
- B、後元補償請求権の性質上と平和条約一九条(a)項……………12

問題の所在

A、軍用地使用の経緯

(1) 沖縄の軍用地の大部分は、何らの接收手續をも経ず、直接戦斗行為によつて取得された。沖縄を占領した米軍は、住民を一定の地域（捕虜收容所）に隔離し、沖縄全域をその占有下において基地として必要な地域を確保したうえで、不要な土地を住民に返還（解放）したのである。「はじめに軍用地ありき」であつた。ところが、徐々に行われた軍用地の解放も、朝鮮戦争の前後から、一転して土地接收へとかわつた。米国の沖縄長期保有政策に基づく恒久的基地建設がはじめられたからである。このことは、一九五一年に約三、七七〇万坪であつた軍用地（私有地）が五三年には、約五、一九三万坪と二年間に約一、四二三万坪（約三七％）もふえていくことに端的に示されている。

(2) 講和条約発効（一九五二年四月二八日）前の米軍の土地収用、使用の法的根拠は、占領軍に認められた国際法上の權利以外に考えられない。具

体的には「陸戦ノ法規例ニ属スルニ在リ」（ヘーグ条約又はヘーグ陸戦法規）とポツダム宣言である。

ヘーグ条約によれば、占領軍といえども、被占領地の家や個人の權利、生命、私有財産、宗教等は尊重しなされねならず、「私有財産ハ、之ヲ没収スルコトヲ得」ない（四六条）。占領軍の休養、実力維持等のために一定の徵発、課税を行う場合でも、対価の支払は義務づけられている（五二条）。

ところが、米軍は占領後、私有財産権を一切無視して無償で軍用地の囲い込みによる収用を行ない、日本がポツダム宣言を受諾して降伏し、戦斗行為が終了して休戦状態に入つてから後も、従来の使用状態を変更しなかつたばかりか土地接收をも行なつた。これは明らかに国際法違反行為である。

講和発効前に生じた米軍の行為による損害については、米政府は平和条約一九条(6)項（請求権の放棄）を根拠として、法的責任を否定し続けてきたが、一九六四年見舞金という形で約二、二〇〇万ドルが支払われるこ

とになり、一応実質的に解決をみた。

(3) 講和発効後の米軍の土地使用については、米軍が平和条約三条により施政権を有するようになり、また使用形態等の実質に何ら変化がなくとも、従前の占領そのものはまったくその根拠とはなりえず、新しい法的根拠が必要とされるようになった。そこで米軍は、その根拠をつくりだすために、施政権に基づき次から次へと布告、布令等を公布した。

(4) まず最初にだされたのが布令九一号「契約法」(五二、一一、一)である。これは、地主と琉球政府が貸借契約を結び、琉球政府が米軍政府に転貸することとして、地主の合意(契約)を根拠としようとしたものである。しかし、米軍の執拗な威嚇的契約締結の要求にもかかわらず、この契約に応じた地主はほとんどなく、米軍の意図は失敗に帰した。(5) ついで布令一〇九号「土地収用令」(五三、四、三)が公布された。これは、新編強制収容の根拠法令であり、米軍が収用を告知すると、原則として三〇日の経過とともに収用宣告が発せられて米軍が権利を取得する

が、必要とあれば収用告知後、収用宣告を待たずに直ちに明渡命令を発することもできるという内容のものである。

(6) 布令九一号によつて地主との契約を根拠とすることに失敗した結果、米軍は新編強収法として布令一〇九号を公布するとともに、すでに使用中の土地について、これを継続して使用するための根拠として、布告二六号「軍用地域内における不動産の使用に対する補償」(五三、一二、五)を發布した。これは、一九五〇年七月一日または土地収用の翌日から「黙契」(Imperial Lease)により、米軍が借地権を取得したとするものである。

(7) かくて講和発効後の米軍の土地収用、使用の法的根拠が整えられた。しかし、これらは、形勢的にも実質(内容)的にも、権力による一方的押しつけ以外の何物でもないばかりか、地代もきわめて低額であるため、地主を中心とする県民の不満はうつつ熾し、軍用地使用関係はまったく不安定であつた。そこで米軍は、地代の一括払(一七年ないし二〇年分)によりその安定化と安上りを狙つた方針をうちだしたが、これがかえつて地主のみならず県民全体の反発をかい、軍用地問題は、いわゆる四原則(一括払

反対、適正使用料、適正賠償、新規接収反対）買徴の島ぐるみ運動へと発展していった。この運動の過程で住民代表の潘米、ブライス調査団の来島とブライス勸告の発表、住民代表の再渡米などが行われ、結局一九五八年八月から三ヶ月にわたつて、沖縄においてもたれた「琉米合同土地問題琉地折衝正式会議」においてつぎのような合意に達し、軍用地問題は一応「解決」をみた。

①米国の取得する権利は五年償還と不定期貸借権とする。

②この貸借権は、琉球政府が地主と折衝して取得し、これを米国に転貸する。

③従来米国が保有してきた取得権は二種發の貸借権のいずれかに切り替える。

④米国が必要とする土地につき琉球政府が契約できない場合は、米国が強制的取得により取得できる。

⑤賃料は市町村別に、地目等級毎に、原則として田三等級の生産高を基準として算出し、賃料の再評価は五年毎に行う。

⑥復元補償については貸借終了時に米国、琉球政府、地主間で公正かつ適正な方法により解決する。

⑦借賃安定法のため琉球政府は適当な立法を制定する。

⑧賃料の長期前払希望者には、一〇年を限度として一定の条件の下に実施する。

⑨軍用地に関する問題を調査検討し、萬年弁務官に勧告する委員会を設置する。

⑩妥結した新土地政策は、一九五八年七月一日から実施する。

B、復元補償問題とアメリカ側の態度

沖縄の軍用地の大部分は、占領後まもなく収用され、講和発効以前において、飛行場、港灣、兵舎、倉庫、道路等の、恒久的な基地建設のために、肥沃の田畑が、コンクリートやアスファルト、石粉等によつて敷きつめられたり、砂土が採取されて地形が見るかげもなく変更されたりして今日に至っている。

このような講和発効前に変形が加えられた土地を返還するにあつては、これを当初の状態に復元するか、もしくは、そのための補償を支払えというのが地主の一環した要求である。しかし、これに対する米軍側の態度は一律でない。

これを米軍の態度に応じて分類すると次のとおりである。

(1) 一九五〇年七月一日以後に形質変更されたもの。

これについては、一九五七年二月二三日付布令一六四号及び一九五九年二月一二日付布令二〇号によつて、米軍の復元補償義務が定められ、解放時期の如何にかゝりなくすべて復元補償の支払いがなされている。

(2) 一九五〇年六月三日以前に形質変更されたもの

(イ) 一九六一年六月三日以前に解放されたもの

これについては、米軍の法的補償義務の存否をめぐつて論議があり、米軍側は一貫してこれを否認しつづけたが、一九六五年十月二十八日の公法第八九一二九六、支払期限法により、いわゆる講和前補償の一環として支払いがなされ、事實上一応解決した。

(ロ) 一九六一年七月一日以後解放のもの

これについては、米軍は補償責任を否認している。その根拠は必ずしも明確でないが、米軍のこれまでの立場からすれば、おそらく次の二点が考えられるであろう。

① 復元補償請求権は、形質変更がなされた時点で発生するから、この場合の請求権は、いわゆる講和前の請求権である。

もつとも、米軍は布告二六号をもつて、一九五〇年七月一日以降「黙契」によつて借地権を取得し、その使用料を支払う義務が生じたから、右期日以後に加えられた形質変更については、平和条約一九条(ロ)項但書により、同条(ロ)項の請求権放棄事項から除外され、米軍が復元補償義務を負うけれども、それ以前の形質変更については、かゝる除外規定が及ばないから、平和条約一九条(ロ)項より米軍の法的責任は存在しない。

② 復元補償請求権は解放時、つまり講和発効以後に発生し、平和条約一九条(ロ)項から外されるとしても、その内容は、いわゆる「黙契」成立時たる一九五〇年七月一日当時の状態に復元することとゞまり、現実に形質変更がなされた当時の状態への復元を意味するものではない。その結果、

第四に、米臣は、第一次、第二次大戦を通じて、その占領下で生じた損害に対する補償は被占領地域の敗軍に支払わせる政策をとり、平和条約の中で敗戦国及びその臣民の請求権放棄を規定し、さらに敗戦国臣民の請求権については敗戦国が補償する旨の義務規定を入れることを慣例としてきた。対日平和条約で敗戦国の敗戦国臣民に対する補償義務規定が入れられなかったのは、一つには沖繩が日本から行政権を分離されていて、日本が論理的に、これら請求権の支払いをする義務がなかつたことによる。そうだとすれば、沖繩に対して請求権の支払いをする責任をもつ政府は、占領期間中を通じ、さらには現在に至るまで施政権を有し、直接統治してきた米臣政府であるとしなければ不合理である。

第五に、奄美返還協定に、講和前の請求権をも放棄する旨の規定があらためて存在することは、平和条約一九条(a)項が奄美住民の米臣に対する請求権を放棄していなかつたことを物語るものであり、したがって、当時の奄美住民と同一の法的地位にある沖繩住民の米臣に対する請求権も放棄されずに存続しているとみなされるべきでない。

B、復元補償請求権の性質上と平和条約一九条(a)項。

(1)他人の土地を占有、使用している者は、これに形質変更を加えた場合には、それが補償に基づいたものであろうとなかろうと、原則として、返還に際し、原状に復するか、それに要する費用を補償する義務を負う。占有、使用が補償に基づかないものであれば(不決占有)、直ちに明渡義務とともに、この復元補償義務が発生する。この場合の復元補償は、損害賠償の性質を有し、明渡義務と一体をなす。

占有、使用が補償に基づく場合は、補償のあるかぎり占有、使用は継続され、その間になされた形質変更に対する復元補償請求権は、占有、使用が終了する際に発生する。形質変更をすることが、占有、使用補償の範囲内あれば、占有、使用の対価の中に復元補償も包含されていると解される場合もなくはないであろうが、占有、使用の補償をこえた形質変更でも、それを理由として直ちに補償を消失せしめることができるといふ要素が加わるだけであつて、いずれにしても復元補償請求権は、占有、使用の終了(目的物の返還)と結びつかざるを得ない。

このような復元補償請求権の性質からみれば、沖縄の軍用地の場合、たとひ講和発効前に形質変更が加えられたものであつても、講和発効前に返還（解放）された部分に対するものはとにかくとして、講和発効後に返還された土地に対する復元補償請求権が、平和条約一九条(a)項によつて放棄されるということはありえないはずである。したがつて、かりに同条項によつて沖縄（住民）の一般の請求権が放棄されたとしても、少なくとも講和発効後返還された土地に対する復元補償請求権は、これによつて放棄される余地がなく、米国の義務は消滅してはいないといわなければならない。

軍用地の収用、使用の根拠を定める現行法の布令二〇号「賃借権の取得について」は、復元補償義務を規定している。(一a)。従来、他の布告布令により収用、使用していた土地に対する権原は、この布令により引継がれた(六)。講和発効前からの米軍の収用、使用の継続については、布告二六号が「黙契」論により、つぎのように合法化している。

すなわち、米軍は、講和発効前は占領軍としてヘーグ陸戦法規に基づい

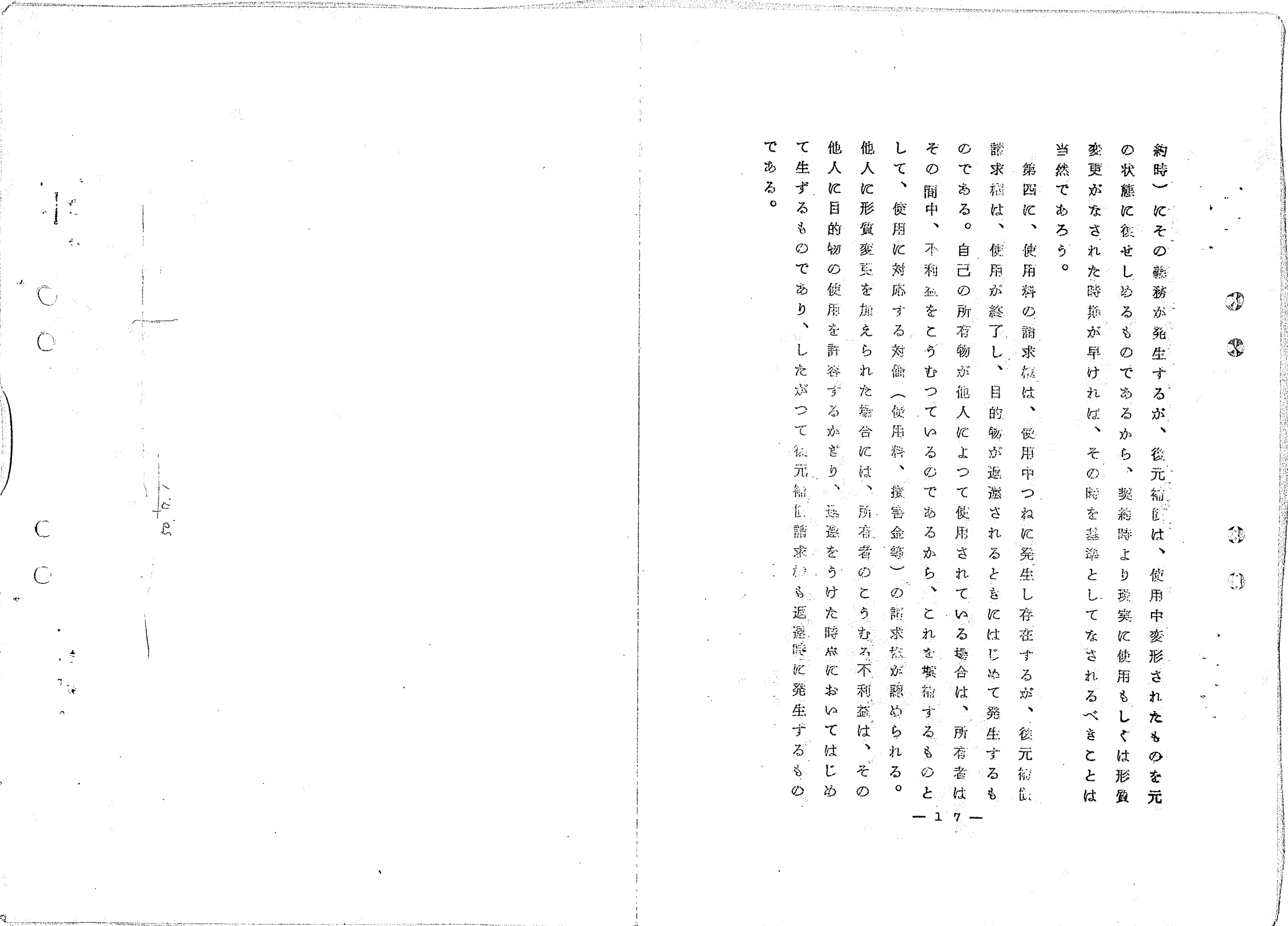
て土地を収用、占有した。講和発効後は、平和条約三条により米軍に与えられた土地収用権に基づいて、さらに必要とする土地を収用、占有した。これらは、引続き無期限に占有、使用する必要があるが、公共の目的のために無償で私有地を継続使用することは、米軍憲法に反し、琉球住民にとつても耐え難いことであるから、これらの土地について、一九五〇年七月一日またはその後の収用の翌日から「黙契」により米軍は賃借権を取得したこととして、米軍の権利を承認するとともに、賃料支払義務を認める、というのである。

つまり、米軍の土地収用関係法令にみられる論理をつなぎあわせると、米軍は、講和発効の前後を問わず、一貫して合法的に、すなわち権原をもつて土地の収用、使用をなしてきたということになる。ところで、土地の収用、使用が当初から一貫して合法性を有して今日の布令二〇号に引継がれてきたとするならば、尚布令によつて認められている復元補償請求権も、収用、使用が開始された時点まで遡るとみなければ論理的一貫性がない。

自己の利益となる収用、使用の合法性のみが現実になされた時点まで、

約時)にその義務が発生するが、後元補償は、使用中変形されたものを元の状態に復せしめるものであるから、契約時より現実に使用もしくは形質変更がなされた時期が早ければ、その時を基準としてなされるべきことは当然であろう。

第四に、使用料の請求権は、使用中つねに発生し存在するが、後元補償請求権は、使用が終了し、目的物が返還されるときにはじめて発生するものである。自己の所有物が他人によつて使用されている場合は、所有者はその間中、不利益をこうむっているのであるから、これを填補するものとして、使用に對應する対価(使用料、損害金等)の請求権が認められる。他人に形質変更を加えられた場合には、所有者のこうむる不利益は、その他人に目的物の使用を許容するがぎり、返還をうけた時点においてはじめに生ずるものであり、したがつて後元補償請求権も返還時に発生するものである。



No. 6. 1 兵

謹啓 時下益々御感祥のこととお慶び申し上げます。
さて、このたび、一九七二年の本土復帰に備え軍用地問題の対策の一環として、六〇名の地主代表が本土における駐留軍用地の実状調査のため、御地を訪問しました。御地には御多忙の折にもかかわらずいろいろと御指導、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
おかげをもちまして所期の目的を果し全員無事帰沖することができました。

滞在中各方面を視察調査し皆様方から貴重な御意見を承ることができたほか、私共の必要とする資料等を提供戴きまして感謝に堪えない次第でございます。

沖繩の軍用地問題は、複雑多岐にわたっているため、復帰の際のこれが円滑な処理には、皆様方の絶大な御支援、御協力が必要かと存じます。この、滞在中の御高配と御厚誼に対し御礼申し上げますと共に貴台の

御健康をお祈り致します。
甚だ簡単ではございますが、右とりあえず御礼の御挨拶に替えさせていただきます。
敬 具

昭和四十五年五月

日

沖繩市町村軍用地地主会連合会

会 長 比 嘉 貞 信

副会長 赤 嶺 慎 英

事務局長 砂 川 直 義

外 調 査 団 一 同

外務事務官
有地一昭 殿